

## デジタルキー利用規約

デジタルキー利用規約は、T-Connect 利用規約に付随して、T-Connect のオプションサービスとしてトヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）およびトヨタ自動車株式会社（以下、「TMC」といい、TCおよびTMCを総称して「当社」といいます）が提供する「デジタルキー」のサービスの利用条件を定めるものです。デジタルキー利用規約は、T-Connect 利用規約と一体となり、その一部を構成するものであり、デジタルキー利用規約に定めのない事項は、T-Connect 利用規約の各条項が適用されるものとします。

### 第1条 （規約の適用）

1. デジタルキー利用規約は、当社とデジタルキー契約者等（次条にて定義します）との間のデジタルキーの利用に関する関係一切に適用されます。
2. 当社は、デジタルキーの利用条件等に関して、別途、規程等（以下、「デジタルキー諸規程」といいます）を定めることがあります。デジタルキー諸規程は、デジタルキー利用規約と一体となり、その一部を構成するものとし、デジタルキー契約者等は、デジタルキーを利用する際には、デジタルキー利用規約に加えてデジタルキー諸規程の定めも遵守するものとします。ただし、デジタルキー利用規約とデジタルキー諸規程の定めが矛盾または抵触する場合には、デジタルキー諸規程の定めが優先して適用されるものとします。

### 第2条 （定義）

デジタルキー利用規約において使用する次の各号に定める用語は、当該各号に定める意味を有するものとします。その他のデジタルキー利用規約で使用する用語は、デジタルキー利用規約において特段定義されない限り、T-Connect 利用規約および T-Connect の個人情報等の取得と利用について (<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>) に定義された意味を有するものとします。

- (1) デジタルキー契約者：デジタルキー利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、当社との間でデジタルキー利用に関する契約が成立した者をいいます。
- (2) デジタルキー利用契約：デジタルキー利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、当社およびデジタルキー契約者との間で成立するデジタルキーの利用に関する契約をいいます。
- (3) デジタルキー利用車両：デジタルキー契約者が所有または利用等する権限を有する車両のうち、デジタルキー利用契約に基づき、デジタルキーを利用できる車両をいいます。
- (4) デジタルキー権限受領者：デジタルキー契約者からデジタルキーの利用権限を付与された者をいいます（デジタルキー契約者自身を含みません）。
- (5) デジタルキー契約者等：デジタルキー契約者およびデジタルキー権限受領者を総称していいます。
- (6) デジタルキー利用料：デジタルキーの提供にかかる対価・料金をいいます。
- (7) デジタルキーアプリ：TMC が提供する、デジタルキーの利用に必要なスマートフォン用アプリケーションをいいます。

### 第3条 （デジタルキー利用契約の申し込み）

1. デジタルキーは、当社がデジタルキーを利用することができる車種として指定した車両でのみ利用することができます。デジタルキー利用契約の申し込みにあたっては、利用車両がデジタルキーを利用できる車種であるかどうかをあらかじめご確認ください。
2. デジタルキー利用契約の申し込みは、T-Connect の基本契約の申し込みと同時に、または事前に T-Connect の基本契約が成立している場合に限り、行うことができます。なお、デジタルキーが利用できる車種は、こちら ([https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available\\_car\\_list.pdf](https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf)) からご確認ください。

3. 前項の定めにかかわらず、当社が別途定める車両（以下、「無料期間対象車両」といいます）においては、T-Connect の基本契約の成立とともにデジタルキー利用契約が成立し、車両初度登録日より初回の 36 ヶ月点検月の末日まで無料（以下、「無料期間」といいます）でご利用いただけます。無料期間対象車両の詳細についてはこちら ([https://toyota.jp/tconnectservice/service/digital\\_key.html](https://toyota.jp/tconnectservice/service/digital_key.html)) からご確認いただけます。

#### 第4条 （利用権限の付与）

1. デジタルキー契約者は、自己の責任と費用負担において、デジタルキーアプリを用いて、「TOYOTA アカウント」を保有する第三者（デジタルキー権限受領者）に対してデジタルキーの一部を利用することができる権限を付与することができます（以下、「デジタルキーのシェア」といいます）。デジタルキーのシェアを行った場合、デジタルキーアプリ内において、デジタルキー契約者はオーナー、デジタルキー権限受領者はシェアユーザーとそれぞれ表記されます。
2. デジタルキー契約者は、デジタルキーアプリ内において所定の操作を行うことにより、デジタルキー権限受領者へのデジタルキーのシェアの範囲を制限し、またはデジタルキーのシェアを事後に取り消すことができます。
4. デジタルキーのシェア、制限および取り消しを行うには、デジタルキー契約者が、T-Connect 利用規約第 4 条に定める「TOYOTA アカウント」との連携を行っている必要があります。
5. デジタルキー契約者は、デジタルキー権限受領者をして、T-Connect 利用規約、デジタルキー利用規約およびデジタルキー諸規程の定めを理解させ、これを遵守させるものとします。また、デジタルキー権限受領者が行った行為については、デジタルキー契約者自らが行った行為とみなされ、デジタルキー契約者は、当該行為について一切の責任を負うものとします。

#### 第5条 （サービスの内容）

1. デジタルキーのサービス内容は、ご契約のサービスプランおよび搭載する車載機の種類によって異なります。詳細はこちら ([https://toyota.jp/tconnectservice/service/digital\\_key.html](https://toyota.jp/tconnectservice/service/digital_key.html)) からご確認いただけます。
2. デジタルキーは、デジタルキー契約者およびデジタルキー権限受領者が利用できます。ただし、デジタルキー権限受領者が利用できるサービスの範囲・内容は、デジタルキー利用車両、車載機および通信機の有無や種類ならびにデジタルキー契約者の契約形態、利用権限の付与状態により異なります。

#### 第6条 （利用条件および遵守事項）

1. デジタルキーを利用するためには、デジタルキー契約者等においてデジタルキーアプリを情報通信端末（TMC 指定の機種・OS のスマートフォンに限ります）にダウンロードすることが必要です。
2. デジタルキー契約者等は、自己の責任と費用負担において、デジタルキーを利用するために必要な車載機、通信機、その他の周辺機器および通信環境を整え、また、デジタルキーの利用（デジタルキーアプリのダウンロードを含みます）に係る通信費を負担するものとします。
3. デジタルキー契約者等は、デジタルキーの取扱説明書およびデジタルキーアプリに記載の注意事項等に従ってデジタルキーを利用するものとします。
4. デジタルキー契約者は、自己またはデジタルキー権限受領者が T-Connect 利用規約、デジタルキー利用規約その他デジタルキーの利用に関し当社が定める諸規程に反しデジタルキーを利用している場合、またはそのおそれが生じた場合には、直ちに、当社所定の方法で、その旨を T-Connect 利用規約記載のお問い合わせ先に報告するものとします。万が一、当該報告を行わなかったことにより当社に損害が生じた場合には、デジタルキー契約者は、当該損害を賠償する責任を負います。
5. 当社は、デジタルキー契約者等が本条の定め違反した場合またはそのおそれが生じた場合には、デジタルキー契約者等に通知することなく、デジタルキーサービスの全部または一部の提供を停止することができます。

## 第7条 (デジタルキー利用料の支払い)

デジタルキー契約者は、デジタルキー利用契約に基づき、デジタルキー利用料として別紙に定める金額を、当社に対して支払うものとします。デジタルキー利用料の支払方法および支払期日は、デジタルキー利用規約および T-Connect 利用規約第 11 条に定めるところによるものとします。

## 第8条 (契約期間)

デジタルキー利用契約の契約期間は、別紙に定めるとおりとします。

## 第9条 (個人情報等の取扱い)

デジタルキーの利用については、T-Connect の個人情報等の取得と利用について第 14 条の特則が適用されます。

<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>

## 第10条 (免責)

デジタルキー契約者等は、デジタルキーを利用する場合でも、デジタルキー利用車両を運転する際には、電子キーを必ず携帯するものとし、デジタルキーが作動せず、デジタルキー利用車両が使用できないことによりデジタルキー契約者等または第三者に損害が生じたとしても、当社はこれについて一切の責任を負いません。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

## 第11条 (解約)

T-Connect 利用規約第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、無料期間対象車両におけるデジタルキー契約者は、別紙に定める無料期間 (以下、「無料期間」といいます) 中は、デジタルキー利用契約のみの解約を求めることはできません。無料期間中にデジタルキー利用契約の解約を希望するときは、T-Connect 基本契約自体を解約していただく必要があります。なお、T-Connect 基本契約を解約した場合は、デジタルキー利用契約も T-Connect 基本契約が終了した時点で当然に終了します。

## 第12条 (特則)

デジタルキー契約者等のうち次の各号に記載のサービスプランの契約者については、T-Connect 利用規約およびデジタルキー利用規約の適用に関し、本条に定める特則が適用されます。

- (1) bZ4X を利用車両とする契約者。なお、本条第 2 号にも該当する場合は、本条第 2 号とそれに対応する別紙の内容が優先して適用されます。
  - (i) 第 3 条第 3 項の定めにかかわらず、T-Connect 基本契約の成立とともにコネクティッドナビ利用契約が成立し、車両初度登録日の属する月を初月とした 120 ヶ月目の末日まで無料で利用できるものとします。
- (2) 第 3 条第 2 項に指定した車種を利用車両とし、T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結する契約者
  - (i) デジタルキー利用料は、利用車両として登録するリース車両の法人リース契約期間中、当該リース契約の利用料に含まれるため、デジタルキー利用料を別途支払う必要はありません。
  - (ii) 法人リース契約が、解約、解除、契約期間満了その他事由のいかなを問わず終了した場合、デジタルキー利用契約も法人リース契約が終了した時点で当然に終了します。

(付則) 2024 年 1 月 29 日改定

別紙

■デジタルキー

(1) T-Connect エントリー (22)、T-Connect スタンダード (22)

①デジタルキー（標準装備またはメーカーオプション）を装着した無料期間対象車両における T-Connect エントリー (22) または T-Connect スタンダード (22) の契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、デジタルキー利用契約を締結する場合

※36 ヶ月以降については、T-Connect のオプションサービスとしてデジタルキー利用契約の申し込みが必要です。

契約期間	【車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日までにデジタルキー利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 デジタルキー契約者により所定の継続手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の継続の効力が発生しない限り、デジタルキー利用契約は無料期間の満了日をもって契約終了となります。	
	【無料期間満了日の翌日以降にデジタルキー利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もデジタルキー利用契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降にデジタルキーを新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降もデジタルキー利用契約を継続する場合 契約期間は、無料期間の満了日の翌日から 1 ヶ月間です。 ①②いずれの場合も、デジタルキー利用契約は自動更新契約です。デジタルキー契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにデジタルキー利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日までにデジタルキー利用契約を締結する場合	無料
	無料期間満了日の翌日以降にデジタルキー利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もデジタルキー利用契約を継続する場合	550 円/月
選択可能な支払方法	クレジットカード/TOYOTA Wallet (TS CUBIC)	

②bZ4X を利用車両とする T-Connect スタンダード (22) の契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、デジタルキー利用契約を締結する場合

※法人管理契約を締結した場合は、デジタルキー利用規約第 12 条第 2 号が適用されます。

契約期間	【車両初度登録日より当該登録日の属する月を初月とした 120 ヶ月目の末日までにデジタルキー利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日の属する月を初月とした 120 ヶ月目の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きを実施しても、また、無料期間内に解約等がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 デジタルキー契約者により所定の継続手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の継続の効力が発生しない限り、デジタルキー利用契約は無料期間の満了日をもって契約終了となります。	
	【無料期間満了日の翌日以降にデジタルキー利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もデジタルキー利用契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降にデジタルキー利用契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降もデジタルキー利用契約を継続する場合 契約期間は、無料期間の満了日の翌日から 1 ヶ月間です。 ①②いずれの場合も、デジタルキー利用契約は自動更新契約です。デジタルキー契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにデジタルキー利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	車両初度登録日より当該登録日の属する月を初月とした 120 ヶ月目の末日までにデジタルキー利用契約を締結する場合	無料
	無料期間満了日の翌日以降にデジタルキー利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もデジタルキー利用契約を継続する場合	550 円/月
選択可能な支払方法	クレジットカード/TOYOTA Wallet (TS CUBIC)	

③デジタルキー（メーカーオプション）を装着した車両における T-Connect エントリー (22) または T-Connect スタンダード (22) の契約者のうち、T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結した契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、デジタルキーを利用する場合

契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。 法人リース契約の契約期間のどの時点でデジタルキー利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めてデジタルキー契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。
選択可能な支払方法	選択不要